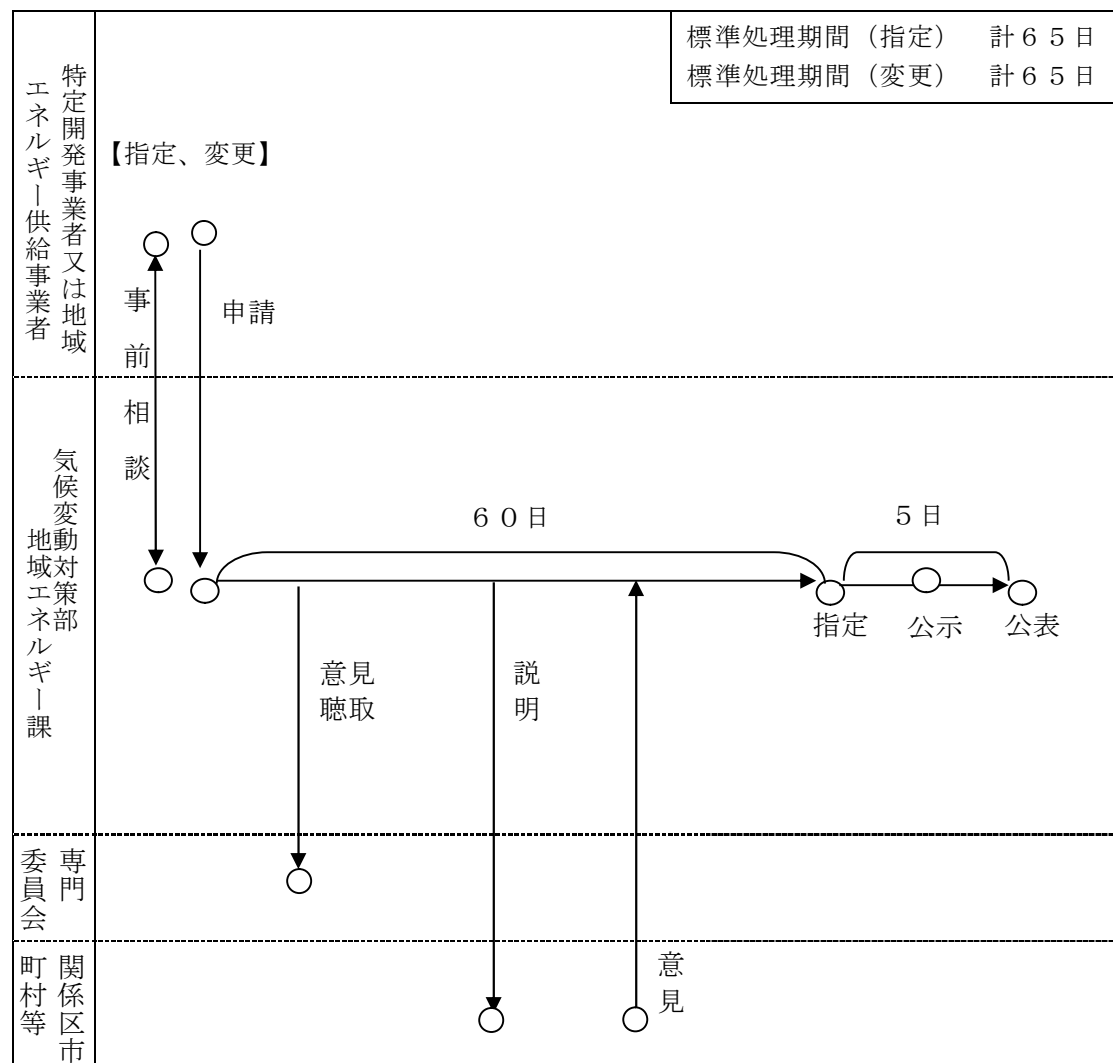


事務処理フロー図

作成部署 環境局 気候変動対策部 地域エネルギー課 熱供給担当 電話 42-772

事務名 地域冷暖房区域の変更申請書の提出

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	事前相談	申請方法などについて事前の御相談に応じます。
2	意見聴取	指定又は変更に当たり、専門的知識を有する者から構成される専門委員会の意見を聴きます。
3	説明	指定又は変更に当たり、関係区市町村や一定規模を超える区域内の建築物の所有者等に対して、区域指定について説明を行います。 ※区域が減少する変更の場合、関係区市町村に対する説明のみ
4	指定又は変更	指定又は変更に当たって、専門委員会の意見及び関係区市町村等の意見を勘案し決定します。
5	公表	指定又は変更した内容をインターネット上で公表します。
備考		<ul style="list-style-type: none"> 必要な添付資料が添付されない場合などは、標準処理期間以上の期間を要します。 事前相談に要する期間は、標準処理期間に含みません。